

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 清水町役場

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.9%
全職員	80.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0.0%
本庁課長相当職	96.8%
本庁課長補佐相当職	95.7%
本庁係長相当職	104.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.1%
31～35年	100.0%
26～30年	99.9%
21～25年	109.8%
16～20年	0.0%
11～15年	93.3%
6～10年	92.9%
1～5年	100.3%

【説明欄】

相対的に給与が低い会計年度任用職員は女性が多い（男性 37.0%、女性 63.0%）。

本庁部局長・次長相当職は男女ともに該当者なし。

勤続年数 21～25 年の職員が男女各 1 名であるため他と割合が異なっている。

勤続年数 16～20 年の女性職員が存在しないため 0.0%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。